

## 13 券売機

### 《基本的考え方》

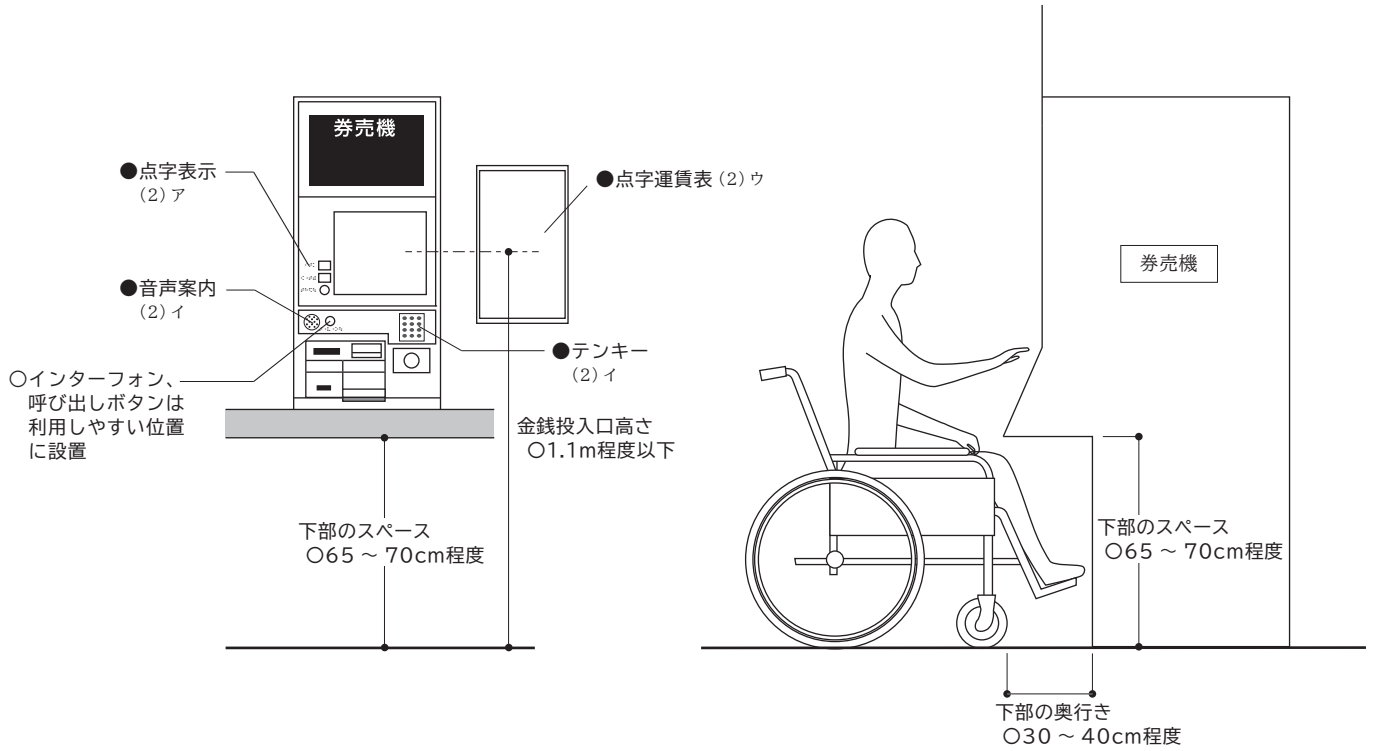
- ・券売機、精算機等は、車椅子使用者及び視覚障害者等をはじめ、誰もが円滑に利用できるものとする。

設置数	券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機をそれぞれ1以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合においては、この限りでない。	ワ 券売機
車椅子使用者への配慮	(1) 金銭投入口、ボタン等の高さは、車椅子使用者の円滑な利用に配慮したものとすること。	ワ 券売機 (1)
視覚障害者への配慮	(2) 視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に定める基準に適合するものとすること。	ワ 券売機 (2)
点字表示	ア ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行うこと。	ワ 券売機 (2)(一)
音声案内	イ ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。	ワ 券売機 (2)(二)
点字運賃表	ウ 券売機の横には、点字による運賃表を設けること。	ワ 券売機 (2)(三)

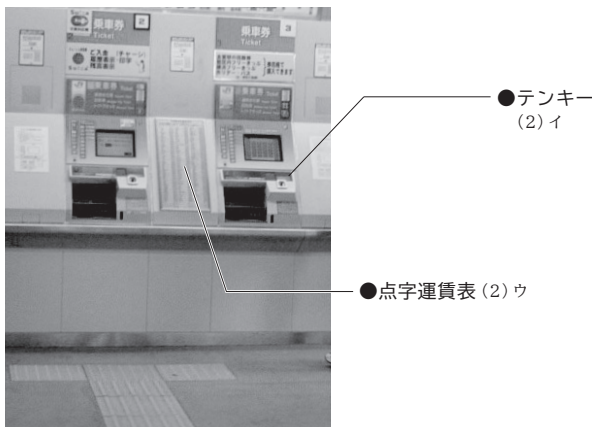
### 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【高さ】金銭投入口は、1.1m程度の高さとする。
- 【下部のスペース】車椅子使用者が利用しやすいよう下部の空間を確保する。高さは65～70cm程度、奥行きは30～40cm程度とする。
- 【設備】インターホン、呼び出しボタン等は利用しやすい高さ、構造とする。
- 【誘導用ブロック】視覚障害者が券売機に円滑に利用するために視覚障害者誘導用ブロック等又は音声により案内誘導を行うものとする。

## 《券売機》



## 《視覚障害者に配慮した券売機》



### 》》 コラム 》》

- ・ 高齢者やロービジョン者に配慮し、タッチパネル式の表示画面、操作画面の文字はゴシック体とし、出来る限り大きな表示し、配色に留意することが望ましい。